北海道告示第 10894 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和4年10月24日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和4年6月24日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホーマック木場店

釧路郡釧路町木場2丁目1番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井6丁目22番7号

株式会社両角 代表取締役 両角 陽一

阿寒郡鶴居村字幌呂原野南6線東48

的場 光子

釧路市文苑1丁目11番5号

塩濱 美幸

札幌市南区藤野2条12丁目16番5号

的場 浩規

釧路郡釧路町新開2丁目10番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

(久入門)		
設置者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
IDCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号

(変更後)

設置者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号	
株式会社両角	代表取締役 両角 陽一	阿寒郡鶴居村字幌呂原野南6線東48	1)
的場 光子		釧路市文苑1丁目11番5号	2
塩濱 美幸		札幌市南区藤野2条12丁目16番5号	3
的場 浩規		釧路郡釧路町新開2丁目10番地	4

(4) 変更の年月日

令和4年6月8日

(5) 変更する理由

店舗を新増設するとともに隣接商業施設と合併するため

- 2 届出年月日
 - 令和4年6月8日
- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年6月24日(金)から令和4年10月24日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで